

第17回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第17回定例会

平成27年8月28日

開会 13時30分 閉会 15時 5分

出席委員 (20名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
		2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	2 1 田口千秋
	1 2 渡邊幹夫	

欠席委員 1 0 滝沢辰己

議事録署名委員 1 6 柳沢家保 1 7 依田隆喜

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	次長	柳澤秀夫
	事務局	滝澤友一郎
	事務局	北村久美子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

第12回農業経営改善計画認定審査

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理 皆さんこんにちは。まだまだ暑い日が続いておりますけれども、これもお米その他農作物にとってみれば、必要なことではないかなという感じがいたします。それではただ今より第17回農業委員会定例総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

小林茂徳会長 皆さん改めましてこんにちは。台風一過ということで涼しくなってきたなと思ったら、今日はまた少し蒸しているという感じでございます。天気予報も来週は雨マークが多くて、日照不足が心配される頃ではありますけれども、今日みたいな天気が続いてくれればいいなと思います。先日の台風15号におきましては、東信地区においては大きな被害災害もなく、我々農業に携わる者としてはほっとしているところでございます。北信や南信の方ではだいぶ被害が出たようで、お見舞いを申し上げますところでございます。TPP問題は、最近あまり新聞に出ていませんでしたけれども、先日国会議員の先生方とお話ししたら、纏まらなくてよかったね、という話がありました。纏まらなくて良かったのではなくて、たまたま纏まらなかっただけで、この問題は大きな不安の中で止まることはなくて、いづれにしてもTPP問題は復活して問題になってくるのではなかろうかと思っております。本日は議案の方もたくさんございますので、慎重審議をお願い致しまして、またスムーズな進行をよろしくお願いいたします。それでは本日の議事録署名員は、16番柳沢家保委員、17番依田隆喜委員にお願いしたいと思います。それでは議事本会に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、まず議案に入る前に取下げの案件が2件ございますのでお願いします。まず3条の3、こちらの〇〇〇〇の案件が取下げになっております。続いて5条の10、〇〇〇〇についての案件が取下げになっております。それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

まず番号1番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は、〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は8番依田喜巳男委員です。

続きまして番号2番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。こちらが実際に今現在耕作している方が譲受人の方です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理

由は譲渡人が贈与、譲受人が受贈です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は7番竹重委員です。

3番は取下げですので、番号4番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は小林会長です。3条は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。それではこれより担当委員の説明に入ります。番号1番の案件につきまして8番依田喜巳男委員より説明をお願いします。

8 依田喜巳男委員

はい。説明させていただきます。1ページをご覧くださいと思います。他の件で申請してありますけれど、宅地が狭いのですが、その上にこれから農業倉庫としてハウスを建てたいということで考えておりましたが、土地が足りないということで隣の〇〇〇〇さんに相談して譲っていただくということになりました。〇〇〇〇さんは同じ〇〇〇〇なので、排水もお互いにU字溝で流すということで一応了解いただいて、売買契約も成立しておりますのでよろしく審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号1番の件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。

続きまして番号2番について、1番清水委員をお願いします。

1 清水委員

はい、地図の2ページをご覧くださいと思います。申請人の譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇になります。〇〇〇〇さんが小さい時に〇〇〇〇が〇〇〇〇ことから、〇〇〇〇が〇〇〇〇され、それを現在〇〇〇〇さんが受け継いでいるという状況になっております。〇〇〇〇が〇〇〇〇する時に、この土地を〇〇〇〇さんに〇〇〇〇するという約束があったようで、今回このような申請となりました。すでに〇〇年間〇〇〇〇さんが耕作しておられる間、問題も起きていませんので、特段問題はないと思いますのでよろしくご審議いただきたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。それでは番号2番の件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号4番について、小林が担当でございますので説明させていただきます。地図は4ページをご覧ください。場所は〇〇〇〇地区と〇〇〇〇地区の丁度境の線上でございますけれども、地図の上の方の枠外になりますが、〇〇〇〇という〇〇〇〇の〇番の〇〇〇〇がひかえているところでございます。譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇地区で〇〇〇〇を営みながら農業をされているという方です。譲渡人が〇〇〇〇さんは、この地区に居住しておりません。この土地も去年までは〇〇〇〇に〇〇〇〇ということで耕作していただいていた土地でございます。わかりにくいのですが、14ページの5条の9の地図を見ていただきまして、理由が経営規模拡大という話になっておりますけれども、そんなに大きくやっているわけではなくて、なぜだろうと思ったのですが、この5条の9で新しく家を建てたいということで、その前の土地を一括して購入するというので今回の申請になったわけでございます。そういう経緯ですが元々農業をやっている方ですし、機械等は十分持っているということで、農地としてこれから活用していきたいということですので、特に問題はないと思われまのでよろしくご審議をお願いします。とりあえず新しく住宅地を取得して、その周りに付随している土地も地主さんの方から一緒に買っていたきたいということで、その周りの土地も取得したという経緯です。よろしくご審議をお願いします。では、質疑に入りますがご意見ご質問等あれば挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号4番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

12 渡邊幹夫委員

ちょっとすみません。農地法3条の関係でわたしは日が浅いので教えていただきたいのですが、3番が取下げになったということですから、〇〇〇〇、農業委員会にかかるのですが採決の最終的な物はどういう方向で決定になるのかということと、ここにある基準で1番目の通作距離というのを個人的に判断すると、耕作に通う距離ということで良いのかどうか、そして、その適当というのはどのくらいの距離をいうのか、そして前回もあったのですが、新規就農という書き方で農

地を取得するのがあるのですが、新規就農というのは、今まで持っていなくとも新規に基準に当てはまるところの農地取得面積の30aであるとか、150日の従事であるとか、その辺のものがクリアしていなくても新規就農であれば農地を取得できるのかということと、それからその下の又貸等は、その時点ではないのですが、取得した後に又貸をしているという案件もございますし、すべてで耕作しているかということになりますと、半分くらい耕作していない、半分以下のものも過去に委員会にかかって取得した土地にそういうのが多く見られるのですが、その辺の基準を教えてくださいたいのですがよろしく願います。

議長

では、事務局より詳細の説明をお願いします。

事務局次長

はい、それではわたくしの方からご説明させていただきます。まず、審議の結果の採決については多数決ということになります。賛成が多いか、反対が多いか。賛成が多ければその案件は認めるという形になります。続いて通作距離ということですが、以前は同一市内もしくは隣接という話になりましたけれど、現在は決められた距離というものはございません。その方がそこで耕作するにあたって、きちんと農作業ができる距離というものしか今現在は基準としてはございません。新規就農の場合に150日以上どういうふうにするかというお話ですが、こちらについてはあくまでも150以上やると見込まれるということで判断せざるをえないということでございます。あくまでも150日以上従事ができる、ただこの150日というふうに記載されておりますけれど、これは農地法の但書の方にありますが、作物によってはそれによらなくて良いという但書が実際にはございます。そこで何を耕作するかによって従事日数というのは若干下がってくるのかなということでございます。続いて又貸の関係でございます。基本的に取得してこの人又貸だなという判断がされる場合は、当然事務局の方で却下いたします。ただし、今回のように買収をして近くに住むという話になりますと、その時点では又貸という理由が全くありませんので、そういう場合には又貸はしないというふうに判断します。例えば新規就農の場合はそういうことはないのですが、他の土地をやたら又貸をしていた、貸しているという方が農地を取得する場合には注意をして判断をしているということでございます。よくあるのが、実際購入していて実際に耕作をしているように見えるのですが、人に貸しているというものについては事務局の方で注意をしているということでございます。最初から又貸目的というのが判明している場合は、事務局の方で排除しているというところでございます。以上でございます。

議長 渡邊委員よろしいでしょうか。

1 2 渡邊幹夫委員 実際に今まで却下した例はありますか。

事務局次長 わたしが農業委員会これで3年目になりますが今現在までは却下はございません。

議長 では、続きまして第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について事務局は説明をお願いします。

事務局 はい、第2号議案についてご説明します。農地法第4条の規定による許可申請についてです。こちらは農振を除外した案件になります。番号1番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、農地区分は1種農地、申請事由が資材置場敷地です。こちらの〇〇〇〇さんはリンゴを栽培されております。そういったリンゴに関するコンテナとか、あと剪定した枝を置いたりとか、そういったことに使いたいということです。資材置場なのに建築面積〇〇〇〇㎡とありますが、こちらは剪定した枝を焼釜で焼きまして、炭にして冬場コタツとかストーブに使いたいということで、建築面積がございませぬ。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。許可基準は用途指定のない地域で則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のa集落接続になります。担当は8番依田喜巳男委員です。4条は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局より農地法第4条の規定による許可申請について説明がありました。それでは番号1番につきまして8番依田喜巳男委員をお願いします。

8 依田喜巳男委員 はい、説明させていただきます。地図は5ページをご覧ください。〇〇〇〇の〇〇〇〇から上りきったところに細い道がございませぬ。この左側が〇〇〇〇で右側が〇〇〇〇になっておりまして、彼も〇〇〇〇が終わりまして、〇〇〇〇さんが農業をやっていたのですが、リンゴを大きくやっている関係で、コンテナとかリンゴの木を剪定したり、抜いた木を処分するのに困るということでここを狙って、近所に民家もないということで、炭焼きをしたいということで申請が出ています。近所に問題はないということで良心的にゴミは出さない、特に炭焼きは煙がうるさいということで、ここへ持ってきたらしいのですが、よろしく審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。それでは番号1番の案件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。質疑なければ

採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農振を除外した関係で沢山ありますのでかいつまんでご説明させていただきます。

まず番号1番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。申請事由は住宅敷地で、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途指定のない地域ですが集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は7番竹重委員です。

続きまして2番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途指定のない地域ですが、集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は20渡邊重昭委員です。

続きまして番号3番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は駐車場及び資材置場敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種低層住居専用地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は21番田口委員です。

続きまして番号4番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種低層住居専用地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は14番花岡委員です。

続きまして番号5番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は宅地敷地です。こちら先程依田委員から3条の関係であったお二人が申請

人です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途指定のない地域ですが、集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は8 依田喜巳男委員です。

続きまして番号6番です。こちらも農振除外の案件です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。こちらは〇〇〇〇という関係になっております。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は用途指定のない地域ですが、集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は15番白倉委員です。

続きまして番号7番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は宅地分譲敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種低層住居専用地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は2番上原委員です。

続きまして番号8番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は貸住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。こちらは〇〇〇〇m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇があります。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途指定のない地域で、則43-1 第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)です。担当委員は18番戸田委員です。

続きまして番号9番です。こちらは会長から先程3条の関係であった案件でございます。土地の所在は〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途指定のない地域ですが、集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は小林会長です。

10番は取下げですので番号11番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地ということで庭を広げたいということで申請が上がってきております。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許

可基準は用途区域内の第1種住居地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は21番田口委員です。

続きまして番号12番です。11番とかなり近いところになりますが、同じような理由になっております。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種住居地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は21番田口委員です。5条は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より農地法第5条の規定による許可申請についての説明がありました。それでは番号1番について7番竹重委員お願いします。

7 竹重委員

はい、説明します。地図の6ページをご覧ください。場所ですが〇〇〇〇より徒歩〇〇分。〇として〇〇〇〇年です。今回譲受人の〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇に〇〇〇〇住まいの方ですが、東御市内において住宅地を探していたところ、今回譲渡人〇〇〇〇さんとの話が進み今回申請となりました。ご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号2番について20番渡邊重昭委員お願いします。

20 渡邊重昭委員

はい、それでは説明させていただきます。地図は7ページをご覧ください。この場所ですが、一番上の角のところは〇〇〇〇の〇〇〇〇から上がってきたところと、〇〇〇〇から上がってきたところの交差点になります。そこから〇〇〇〇の方へ向かって〇〇〇〇㎡くらい行った左側です。去年の〇〇月に農振を外しまして今回申請になっています。譲受人の〇〇〇〇さんの〇〇〇〇とお話したのですが、譲渡人の〇〇〇〇さんは〇〇〇〇となっているのですが、生まれは〇〇〇〇です。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇で〇〇〇〇さんといっているのですが、〇〇

〇〇しているのが家がだんだん狭くなってきたので、どこか土地はないかということで探していて、今回の〇〇〇〇さんと合意に至りましてこちらの申請になったということでございます。隣の家〇軒の同意書ももらってありますし、隣の農地の方との同意も得ているので、別に問題ないと思いますのでよろしくご審議の方お願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号3番について21番田口委員願います。

21 田口委員

はい、ご説明申し上げます。資料は8ページをご覧ください。場所ですが〇〇〇〇のすぐ北側に位置しております。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんですが〇〇〇〇の販売、また、〇〇〇〇、〇〇〇〇などの〇〇〇〇商品の販売を行っておりまして、事業拡大に踏まえ敷地が手狭になったので、小さい車両と資材置場にしたいということで今回の申請に至りました。現地に隣接する〇〇〇〇さんとその上にあります住宅〇〇軒は、譲渡人〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんで取得申請について了承しているということで特段問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号4番について14番花岡委員願います。

14 花岡委員

はい、よろしく願います。地図は9ページをご覧ください。〇〇〇〇地区の一番下〇〇〇〇から〇〇〇〇に抜ける道の西側になります。道路沿いの〇〇〇〇から見て西側になります。譲受人の〇〇〇〇さんが〇〇〇〇で〇〇〇〇暮らしということで現在おられまして、譲渡人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で取得されたのですが、現在近隣にもおられませんので、この土地を売りたいということでそんな状態になっていたようです。今回〇〇〇〇さんの方から何箇所か選定された中でここが一番良いだろうということで決められたようで

す。近隣はすべて宅地という形になっておりますので、農業に対しては問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号5番について8番依田喜巳男委員をお願いします。

8 依田喜巳男委員

はい、説明させていただきます。先程説明しました宅地売買の件が一応成立したということで、隣の家のお〇〇〇〇さん同士で、U字溝を実際に入れてみるとU字溝の中心がお互い半分ということで、改めて申請したわけです。この上が整地にするという場所で今までのものが老朽化してお米の保存場所がないということで土地を売買で成立させていただいたのですが、U字溝を調べてみたら真ん中が境だったということで改めて申請したそうですのでよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号6番について15番白倉委員をお願いします。

15 白倉委員

はい、よろしくお願い致します。譲渡人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんが家を建てるということで、自分の土地をたまたま使うことになりまして、場所的には〇〇〇〇のある〇〇〇〇の西側の方にあたりますが、結構ここ〇〇〇〇年で家が建ち並んで場所的にも問題ないと思います。下水道も完備されているようですので、こちらの方への引き込みということで良いと思いますので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

12 渡邊幹夫委員

教えてほしいのですが、契約内容の中で普通我々が考えると所有権移転になるわけですが、この使用貸借設定というのはどういう意味で

すか。

事務局

使用貸借といいまして、お金が発生しない、無料でということです。〇〇〇〇ですのでそういった案件になります。所有権は動きません。

議長

はい、よろしいでしょうか。他に何かご質問ご意見のある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号7番について2番上原委員をお願いします。

2 上原委員

はい、それではよろしくをお願いします。資料12ページになります。申請地について図の1番上の広い道路が〇〇〇〇になります。左端に〇〇〇〇とありますが、そこが〇〇〇〇の信号となります。そこから〇〇〇〇メートルぐらい〇〇〇〇寄りに行きまして、右折して〇〇〇〇〇に出ますので、また〇〇〇〇mぐらい〇〇〇〇寄りに行って右折して申請地に至るという位置関係になります。そこから〇〇〇〇メートルあたりに〇〇〇〇に至るようになります。譲渡人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇等あったのですが〇〇〇〇造成地に用地提供して、現在この〇だけになっているようです。賃貸で貸していたのですが、〇〇〇〇年前に返されて、それからは自分が農業ができないので、自分で年に数回除草作業をしているような状態でしたが、譲受人〇〇〇〇が分譲地として譲ってくれということで申し入れがあり、〇〇〇〇〇さんが周辺土地所有者の同意を得た上で了承して、今回の申請となったようです。申請地付近は〇〇〇〇の中でも最近宅地化が一番進んでいるような地域となっております。上下水道とも整備されており、雨水対策についても対応するようですので、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号8番について18番戸田委員をお願いします。

18 戸田委員

はい、よろしくをお願いします。13ページをお願いします。場所的

には〇〇〇〇の〇〇〇〇の信号がありまして、そこがちょうど〇〇〇〇〇になります。その信号から〇〇〇〇mぐらい上がった右側になります。譲受人〇〇〇〇さんの〇〇〇〇が今〇〇〇〇をしていて、できればここへ家を建てて住ませたいという形で、ここには貸住宅と書いてありますが、〇〇〇〇に住んでもらうという形のようなようです。ここはこの上にもう〇〇〇〇坪ほど農地がありますが、ここも今売り地に出しておりまして、その上も住宅になっておりますので、近隣には特に問題はないと思います。下水道は広い隣の道に本管が通っております。よろしく願います。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号9番についてわたしの方から説明させていただきます。先程出ました3条の件に関連しているわけですが、場所は先程の地図と少し違いますので、もう一度簡単に申し上げますと、その下の〇〇〇〇さんの道を下がりますと〇〇〇〇の〇〇〇〇の信号にあたります。約〇〇〇〇メートルくらいです。そんな位置関係です。譲受人〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇〇〇と住んでいたわけですが、〇〇〇〇も大きくなって手狭になったということで、新しく物件を探していたということでございます。案件の該当の畑は農振地域だったのですが、この〇〇月〇〇日に外れまして申請になったということでございます。上下水道もすぐに接続可能ということ、また、隣接者も一軒あるわけですが特に問題ないということで、説明をして了解をいただいているということでございます。特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。それではただいまの件に関しましてご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして10番は取り下げということでございますので、番号11番について21番田口委員をお願いします。

21 田口委員

はい、ご説明申し上げます。事務局からもありましたけれども11番12番は関連がございまして、まず16ページをご覧ください。場所ですけれども、〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇〇の距離を〇〇〇〇に

至る道沿いになります。〇〇〇〇の一角部に位置しております。敷地全体では空白になっておりますが、左側に譲受人〇〇〇〇さんの住宅がすでに建築になっております。西側には次の5条の12にあります。〇〇〇〇さんの土地になっております。今回申請の〇〇〇〇㎡を取得して庭として使用したいので今回の申請になったということです。ご審議の程お願いします。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号12番について21番田口委員をお願いします。

21 田口委員

はい、ご説明申し上げます。譲渡人は〇名になっておりますが、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの土地が北側の三角地で〇〇〇〇㎡、南側が〇〇〇〇さんで〇〇〇〇㎡です。譲受人〇〇〇〇さんも敷地をなるべく四角にして使い勝手を良くしていきたいと、いずれはここを庭としていきたいので今回の申請に至ったということです。よろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。はい、14番花岡委員どうぞ。

14 花岡委員

11番の方の所有権と今回の所有権だとすると、この地図の中でどこか分筆されているのですか。

21 田口委員

11番と12番は第1種住居地域の中ということで、この下に〇〇〇〇さんという農地がありますが、ここから分筆になっているということです。

14 花岡委員

そうではなくて、先程の11番の地図と12番の地図の所有者が2人いるような感じになっているのですが。

事務局

持ち分が2分の1づつになっているので、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの名義になっています。

14 花岡委員

そうではなくて、元々譲受人の方の話です。筆が一つではないです

か。

2 1 田口委員

この図では空欄になっていますけれども○軒です。

1 4 花岡委員

すみませんわかりました。分筆されてそれがこれに反映していないということですね。

議長

他に何かございますか。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。それでは続きまして第4号議案農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。白倉委員ご退席をお願いします。

(15番白倉委員 退席)

担い手支援担当

はい、今月の農用地利用集積計画ですが、全部で〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、利用権設定が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡で、所有権が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡になります。3番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの利用権設定ですが、取り下げになりましたのでお願いします。7番から10番までの〇〇〇〇さんの利用権設定ですが、この方は〇〇〇〇しましてこれから農業をやっていききたいということで、耕作面積は0ですが、今回の利用権設定で〇〇〇〇㎡以上借り入れるので申請しました。審議の方よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。ただいま第4号議案として農用地利用集積計画の説明がありましたけれども、3番の関係が取下げ、7番から10番が新規就農でありますけれども、その辺を踏まえまして何かご意見ご質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。はい。ではこの4号議案の採決をとらせていただきますけれども、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは全員の賛成ということで決定とさせていただきます。白倉委員どうぞ。

(15番白倉委員 入室)

議長

それでは続きまして報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは農地法第4条の規定による届出についてご報告させていただきます。

番号1番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡、申請事由は農業用倉庫〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

続きまして番号2番です。土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、申請事由は農機具保管倉庫敷地〇棟、建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。4条届出は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局から農地法第4条の規定による届出について説明がございました。ご了解いただきたいと思います。

続きまして第12回農業経営改善計画認定審査について、事務局の方から説明をよろしくお願い致します。

認定農業者担当

はい、担い手支援係の柳橋ですがよろしくお願い致します。お手持ちの資料1ページ目をご覧ください。今回の意見聴取につきましては2件ございます。

まず1番です。申請者は〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん〇〇歳です。共同申請者が、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、共に〇〇〇〇ということがございます。目標とする営農類型につきましては、水稻、そば、作業受託でございまして、経営改善の方向の概要につきましては、利用権設定を中心に規模拡大を図っていききたいということがございます。農業所得につきましては、〇〇〇〇万円から〇〇〇〇万円。労働時間につきましては、〇〇〇〇時間を同様の〇〇〇〇時間にしていききたいということ、機械の関係だとかいろんな投資を増やしていきたいということ、規模拡大を図っていききたいという目的でございまして、農業経営規模の拡大に関する目標につきましては、水稻〇〇〇〇a〇〇〇〇kgに対しまして、〇〇〇〇a〇〇〇〇kg、そば〇〇〇〇a〇〇〇〇kgに対しまして、〇〇〇〇a〇〇〇〇kg、作業受託〇〇〇〇aに対しまして、〇〇〇〇aということがございます。経営面積につきましては、現状〇〇〇〇aに対し、〇〇〇〇aでございまして、また右側の方の経営耕地の面積との差分が〇〇〇〇aでございまして、これにつきましてはこちらの方に書いてございます通り、急傾斜地につき耕作不可ということでご承知をいただきたいと思います。生産方式の合理化に関する目標につきましては、変更のみ説明をさせていただきます。トラクターが〇〇ps〇台を追加と、プラス〇〇psを〇台ということ、合計〇台を〇台に増やしていく計画でござい

ます。またトラックにつきましては〇tトラック〇台を増やし、またパイプハウスにつきましては、〇棟を〇棟に増やしていきたいということでございます。右側の方にいきまして、目標を達成するためにとるべき措置としまして、認定農家の制度の活用ということで、規模拡大に際しまして農地集積また水田面積を増やしていきたいということでありまして、生産方式の合理化につきましては、先程も申し上げました農業機械の大型化、また作業効率の向上ということで進めていきたいということでございます。環境にやさしい農業の取り組みにつきましては「環境にやさしい農産物認定制度」の取り組みを行っていきます。地域農業の振興に対する取り組みにつきましては、各種農業団体への参加及び協力に取り組んでいただいております。農業労働力につきましては、先程の共同申請者の〇〇〇〇さん他〇〇〇〇さん等も含めまして家族経営という経営体でございまして、〇人プラス臨時雇用の〇人を含めましていきたいということでございます。〇〇〇〇さんにつきましては、農家ではなくて〇〇〇〇から始めて経営をしてきた方なのですが、地域に根付きまして、非常に信頼のある方だからこそ、農地の集積を図ってまいりまして、特に〇〇〇〇等を中心に担っていただいている経営体でございまして、非常に経営の金額の方も流用な、また後継の方も育てている経営体ということでございます。簡単でございますけれども以上の通りでございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは担当委員の10番滝沢委員が所用により欠席ですので、19番長岡委員より説明をいただき、ご意見をいただきたいと思います。

19長岡委員

はい、それでは滝沢委員お休みですのでわたしの方で変わってご説明申し上げたいと思いますけれども、ただ今事務局の方から全部ご説明いただいて、わたしの方は特に言うことございませんけれども、〇〇〇〇さんにつきましては地元の〇〇〇〇を始め、〇〇〇〇まで経営形態を延ばしているということで地域の信頼も非常に厚く、〇〇〇〇さんの姿を見て農業者が増えていくというような形で、現在〇〇〇〇さんにつきましては下の通り、水田を中心に〇〇haということでまだ更に規模を拡大していきたいと、それから受託作業につきましても、将来目標〇〇haということで、非常に大規模な水田農家だということでございまして、更には地域のイベント、市の〇〇〇〇等でも〇〇〇〇〇としていろいろな出店もされたり、本当に地域農業の担い手ということでございます。共同申請者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇〇〇ということで、将来的にも後継者も育てているということで、農業経営基盤も万全というような農家でございます。特に今回の認定にあたっては問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。それでは農業委員会からの意見ということでございますので、何かございましたら出していただきたいと思えます。はい、それでは特に無いようでございますので、頑張っていたきたいということでよろしくお願ひします。続きまして番号2の件につきまして、事務局より説明をお願ひします。

事務局

はい、ではお手持ちの資料4ページをご覧ください。申請者は〇〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇さん〇〇歳です。共同申請者は〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さん〇〇歳ということで、〇〇〇〇さんも一緒にやっていたりする経営体でございます。目標とする営農類型につきましては、水稲、もち加工、作業受託になりまして、経営改善の方向の概要につきましては、機械を新規導入し規模拡大を図り、また、年間労働〇〇〇〇時間、年間所得〇〇〇〇万円を目指し、ゆとりある生活を実現したいということです。現在の農業所得につきましては〇〇〇〇万円から〇〇〇〇万円、労働時間につきましては、〇〇〇〇時間から〇〇〇〇時間という目標でございます。現在の営農規模の関係でございますが、水稲につきましては〇〇〇〇a、〇〇〇〇kgの生産量、また販売量につきましては〇〇〇〇kgの現状に対しまして、〇〇〇〇a、〇〇〇〇kgの生産、〇〇〇〇kgの販売出荷を目指しております。また作業受託につきましては、現状〇〇〇〇aに対しまして目標も〇〇〇〇aの計画になっております。合計の経営面積でございますが、〇〇〇〇aに対しまして〇〇〇〇aの目標となっております。その他の関連附帯事業ということで、もち加工を行っております、主に切り餅で〇〇〇〇袋を〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、個人の方に売っております。目標は〇〇〇〇袋ということで、規模を拡大しながら販路も拡大していきたいということでございます。生産方式の合理化に関しましては、変更点のみ説明させていただきます。トラクターが〇〇psのものが〇〇psということで、馬力は落ちておりますけれども新しいものに変更していくということでございます。また生産施設のパイプハウスにつきましては、〇〇棟から〇〇棟に増棟、また保冷貯蔵施設は〇棟から〇棟に増棟です。機械格納庫作業棟については〇棟から〇棟に増棟ということで、規模も拡大していく予定でございます。経営規模の拡大につきましては、農地面積を確保していくということで、農業委員の皆さん、また、地元の皆さんへの積極的な働きかけを行いながら貸主から借りていきたいということ、また、もち加工の拡大を挙げております。生産方式の合理化につきましては、農業機械の新規導入及び作業効率を図っていくということでございます。参考の方にあります環境にやさしい農業への取り組みにつきましては、減農薬、有機肥料の活用を行う、続いて地域農業の振興

に対する取り組みにつきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇等に参加し協力を行っているところでございます。〇〇〇〇さんのお宅につきましても家族経営ということで、〇〇〇〇また〇〇〇〇さん夫婦の労働力にプラスしまして、二次雇用の方を今後見通しの方で挙げておきながら、年間を通じて春夏秋は水稲の方に従事し、冬につきましてはもち加工ということで、6次化の方の経営の取り組みも行っているところでございまして、〇〇〇〇さん同様地域に根付いた非常に優良な経営体でございまして、特に〇〇〇〇や〇〇〇〇地区を中心に取り組んでいる農家でございまして、非常に今後とも期待のできる経営体であるというふうに感じているところであります。事務局の方からは以上の通りでございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号2の案件につきまして担当の3土屋委員より調査報告をお願いしたいと思います。

3 土屋委員

はい、それではご報告を申し上げたいと思います。〇〇〇〇さんとこの共同申請者でございますお二人ですが、〇〇〇〇地区におきまして水稲を中心とした大型農家として〇〇年前後やられているということで、まさに水稲を中心としての農業のパイオニア的存在だろうかなという感じがします。先程の〇〇〇〇さん同様、〇〇〇〇の中の〇〇〇〇人の仲間という感じがかなというふうに思いまして、大型農家としてのこれからの活躍が期待されるところであります。今回更新ということでありまして、わたしの方から認定農業者に相応しい方だということで、ご推薦を申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今土屋委員より報告ございましたけれど、農業委員会としてご意見ございましたらお願いしたいと思います。はい、それでは特に無いようでございますので頑張っていたきたいということでよろしくお伝えいたしたいと思います。以上をもちまして議事本会の方は終了とさせていただきますが、全体を通しましてご意見ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

1 4 花岡委員

はい。今の認定農業者の〇〇〇〇さんの件ですが、申請者と家族協定を共同申請者と結ばれているのですが、そういう形での〇年間の経営計画に対して、今後家族協定を結ぶ人達にこういうところが良いよというところがあるような話がありましたら、ぜひお聞きしておいていただきたいと思います。家族協定を推進しているのですが、やはり家族協定を結んでこういうところが良かったとか、そういう事例みたいな話があれば、やはり今後進めるにあたって進めやすいのではない

かと思しますので、ぜひ聞いておいていただけると良いと思います。

認定農業者担当

はい、〇〇〇〇さんにつきましての家族経営協定後の追跡というかメリット等聞いておりませんで、ただごく一般的には新規で夫婦で就農されたりという方に対しては、家族経営協定を結ぶことによりまして、その青年就農給付金というのがあったり、制度資金を借りるときに別々でやっているということの中で収納給付金をいただく、普通は主たる経営者のみということですが、夫婦での金額、一人の方だと150万円の国からの援助があるのですが、夫婦ということではお二人で225万円の新規就農者に当てられる国からの援助がありまして、その場合につきましては家族経営協定を結んでくださいという要件付で交わされまして、新規のこれからやられる方につきましては価値の分離だとか、経営の分離だとか明確にやっていただくということでそういったメリットというものがあるのですが、〇〇〇〇さんにつきましてはどんな形で家族経営協定のメリットを出したかというのは聞いていなくて大変申し訳ありませんけれども、一般的な制度につきましてはそういった形で夫婦の中でもしっかりと協定を結んで一人の農業従事者という位置づけでやっているということです。補足があれば。

事務局次長

家族経営協定の関係については以前も結ばれた方からインタビューをして広報に載せたことがあります。先月〇〇〇〇さん、その前は〇〇〇〇さんという方が結ばれました。丁度3月に広報を出す機会がありますので、その時に協定して良かったという話を記事にさせていただきたいと思います。以上です。

議長

他に何かございますか。特に無いようですので以上で審議の方は終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

渡邊登司美代理

それでは以上で第17回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

15時 5分 議案終了

議事録署名人_____

議事録署名人_____